



2020. 1. 15



社会保険労務士  
行政書士

曾我 浩

〒262-0033 千葉市花見川区幕張本郷 1-11-3 ワービル2F  
TEL : 043(275)1757/FAX : 043(275)1758  
E-mail : soga@sogaoffice.jp (曾我宛)  
: info@sogaoffice.jp (事務所宛)  
ホームページアドレス: <http://www.sogaoffice.jp>  
緊急連絡・苦情は所長携帯 090(4129)4617

## 建設業、運送業に多い無年金者 公的年金は加入したほうが得

無年金で収入がないため、85歳にも関わらずタクシー運転手として働いている方がいます。保険料が高額で、それに年金制度は将来破綻する恐れがあるという理由で、国民年金保険料を納めていませんでした。

また、マスコミが公的年金の不安をあおり、大手新聞等で長寿社会の対策などを特集するようになりました。

公的年金は国家が運営しており安全です。公的年金の保険料には、国費が投入されていること、スライド制が導入されていること、事務費に保険料が使われていないことも理由です。費用対効果で見ると、例えば老齢基礎年金は毎月保険料を40年間満額納めれば、年額が780,100円(令和元年度)となります。現在の国民年金保険料は毎月16,410円なので、65歳から受給するとして単純計算してもおよそ10年で元が取れます。

この数年で多くの建設業・運送業事業所が許可の関係で厚生年金に加入しました。しかし、加入すべき者が加入していない事実もあります。公的年金は、老齢年金だけでなく障害年金、遺族年金を受け取ることができる可能性があり、加入すべきであると言えます。

## 年金の仕組みは単純です

年金制度は複雑で難しいという方がいますが、仕組みは単純です。重要なことは、「①年金が支給されるかどうか、②支給額はいくらか」ということだけです。年金問題では、知らないばかりに損をしている人がまだまだ多くいらっしゃいます。さも難解そうに書いてある本を読む前に、ぜひ当事務所に疑問点をお気軽にお問合せください。

## 社会保険が適用されていない事業所には若者は来ません

年金事務所の調査が増えています。調査の眼目は、社会保険に加入すべき人が全員加入しているかどうか、賃金が正しく報告されているかどうかです。人手不足が深刻となる中、社会保険に未加入の会社には若者も来ません。早めの対策をお願いします。

## 高齢者の雇用保険料免除制度の廃止(令和2年4月1日～)

64歳以上の雇用保険被保険者の雇用保険料の納付について、令和元年度までの免除措置が、令和2年度からは廃止されるため、64歳以上の被保険者であっても雇用保険料を納付する必要があります。

令和2年4月1日以降に賃金の締日が到来する給与から、64歳以上の被保険者の雇用保険料の控除を忘れないよう注意が必要です。

なお、令和2年度の雇用保険料率は本稿執筆時点では未定となっています。

## パートタイム・有期雇用労働法が施行されます

2020年4月1日(中小企業は2021年4月1日)より、パートタイム労働法などが改正されパートタイム・有期雇用労働法が施行されます。また、労働者派遣法も改正されました。これにより、パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、以下の3点の内容が整備されることとなりました。

- ① 不合理な待遇差の禁止 パートにも通勤費は支払わなければなりません。  
同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。  
また、職務内容や職務内容・配置の変更範囲等が正規雇用労働者と同一の場合、差別的取扱いが禁止されます。
- ② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 パートに賞与がない場合、理由を説明できますか  
非正規雇用労働者は、正規雇用労働者との待遇差の内容や理由について、事業主に説明を求めることができるようになります。説明の求めがあった場合は、事業主は待遇差の内容や理由に関して説明しなければなりません。  
また、説明を求めた労働者に対して不利益取扱いをすることも禁止されます。
- ③ 行政による助言・指導や行政ADRの整備  
行政による助言・指導や行政ADRの規定が整備されます。(改正前→改正後)

|            | パート | 有期  | 派遣  |
|------------|-----|-----|-----|
| 行政による助言・指導 | ○→○ | ×→○ | ○→○ |
| 行政ADR      | △→○ | ×→○ | ×→○ |

なお、①については、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間に待遇差が存在する場合に、その待遇差が不合理であるのか不合理でないのかを、待遇ごとに明確に判断するためのガイドラインが策定されています。

なお、ガイドラインはあくまで行政による判断基準となり、最終的な判断は司法が行うことになることには留意が必要です。

## 【2019年度】産業廃棄物収集運搬業許可講習会

産業廃棄物の処理に関する関心が高まっております。業として産業廃棄物を運搬するためには、「産業廃棄物収集・運搬業許可」が必要となります。この許可の申請をするためには、取締役の方が『産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会』を受講し、修了証を取得する必要があります。なお、定員になり次第の締め切りとなりますのでご注意ください。講習会の申し込み代行は当事務所で行います。

### I. 会場

1. 千葉県：千葉県自治会館 千葉市中央区4-17-8  
② 2020年3月16日(月)～3月17日(火)
2. 東京都：ベルサール西新宿 新宿区西新宿4-15-3  
⑥ 2020年3月12日(木)～3月13日(金)
4. 神奈川県：Lプラザ(かながわ労働プラザ) 横浜市中区寿町1-4  
① 2020年2月26日(水)～2月27日(木)

II. 申込費用： 30,400円(申請実費)、10,000円+税(申請手数料)

III. 必要書類： 顔写真1枚(縦 4センチ×横 3センチ)